

制定 平成 25 年 4 月 1 日

改定 令和 8 年 4 月 1 日

大阪市営住宅工事積算基準

令和 8 年 4 月

大阪市都市整備局住宅部

建設課

目次

1編 総則

1章 工事費の積算

1節 目的及び適用範囲

2節 工事費の区分及び構成

3節 工事費内訳書

4節 直接工事費

5節 共通費

6節 消費税等相当額

7節 変更工事

8節 追加工事

9節 下請経費等

10節 その他

別表-1 共通仮設費

別表-2 現場管理費

別表-3 一般管理費

別表-4 付加利益等

別表-5 共通仮設費率に含む内容

別表-6 共通費率

別表-7 共通費率（改修工事・屋外整備工事）

別表-8 墜落制止用器具費の算定区分表

別表-9 現場労働者の同時施工人員想定表

1 編 総則

大阪市営住宅における工事費の積算にあたっては、「公共住宅建築工事積算基準」、「公共住宅電気設備工事積算基準」、「公共住宅機械設備工事積算基準」によるほか、以下による。

太枠内は上記基準よりの抜粋とし、枠外は「公共建築工事積算基準」他による。

公共住宅建築・電気設備・機械設備工事積算基準							
1 章 工事費の積算							
1 節 目的及び適用範囲							
1.1.1	目的						
本基準は、公共住宅建築・電気設備・機械設備工事を請負施工に付す場合において、予定価格のもととなる工事費内訳書に計上すべき当該工事の工事費(以下「工事費」という。)の積算について必要な事項を定め、もって工事費の適正な積算に資することを目的とする。							
1.1.2	適用範囲						
1 本基準は、次に示す公共住宅建設工事の積算に適用するものとして、その取扱いを定めたものである。							
2 公共住宅の建設に係る各種工事と適用する積算基準の構成は、次のとおりとする。							
<table border="0"><tr><td style="padding-right: 10px;">公共住宅建設工事</td><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">建築工事 ・・・(建築工事積算基準)</td></tr><tr><td></td><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">電気設備工事 ・・・(電気設備工事積算基準)</td></tr><tr><td></td><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">機械設備工事 ・・・(機械設備工事積算基準)</td></tr></table>		公共住宅建設工事	建築工事 ・・・(建築工事積算基準)		電気設備工事 ・・・(電気設備工事積算基準)		機械設備工事 ・・・(機械設備工事積算基準)
公共住宅建設工事	建築工事 ・・・(建築工事積算基準)						
	電気設備工事 ・・・(電気設備工事積算基準)						
	機械設備工事 ・・・(機械設備工事積算基準)						
(注) ガス設備工事の積算は、当該ガス事業者の基準によることを原則とする。							

(改修工事)

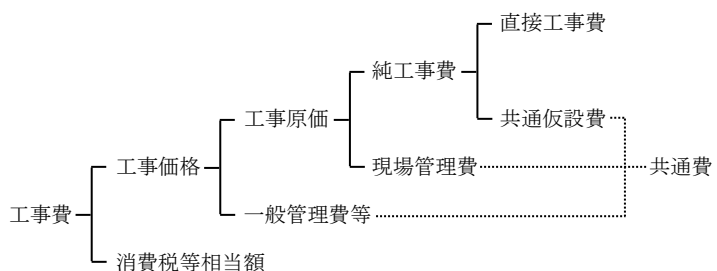
本積算基準の改修工事の適用範囲は、建設工事・住戸改善工事・移転用住戸整備工事・耐震改修工事・昇降路増築工事に伴う改修部分とする。

(屋外整備工事)

本積算基準の屋外整備工事の適用範囲は、建設工事・住戸改善工事・移転用住戸整備工事・耐震改修工事・昇降路増築工事に伴う屋外整備部分とする。

(撤去工事)

本積算基準の撤去工事の適用範囲は、解体撤去工事に伴う撤去部分とする。

2節 工事費の区分及び構成	
1.2.1 工事費の区分	工事費は、直接工事費、共通費及び消費税等相当額に区分して積算する。直接工事費については、各工事種目に区分し、共通費については、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分する。
1.2.2 工事費の構成	<p>工事費の構成は、次のとおりとする。</p>  <pre> graph LR A[工事費] --- B[工事価格] A --- C[消費税等相当額] B --- D[工事原価] B --- E[一般管理費等] D --- F[純工事費] D --- G[現場管理費] F --- H[直接工事費] F --- I[共通仮設費] G -.- J[共通費] E -.- J </pre>

3節 工事費内訳書	
1.3.1 工事費内訳書	工事費内訳書は、各積算基準の4編「工事内訳書標準書式」による。

(工事費内訳書)

各積算基準の4編「工事内訳書標準書式」を基本とするが、これによりがたい場合は、適宜修正を行う。

4節 直接工事費	
1.4.1 直接工事費	<p>1 直接工事費は、工事目的物を作るために直接必要とする費用で、直接仮設に要する費用を含み、その算定は次による。</p> <p>(1) 材料価格及び機器類価格（「材料価格等」という。）に個別の数量を乗じて算定する。</p> <p>(2) 単位施工当たりに必要な材料費、労務費、機械器具費等から構成された単価に数量を乗じて算定する。</p> <p>(3) (1)又は(2)によりがたい場合は、施工に必要となる全ての費用を「一式」として算定する。</p> <p>2 直接工事費は、各工事種目に区分する。工事種目は工事別、建物の棟別、用途別等に区分する。</p> <p>3 各工事種目は、科目及び細目に区分する。</p> <p>(1) 科目区分は、各積算基準の表1.4.1「科目の区分」を標準とする。また、科目別の他に部分別又は機能別により区分することができる。</p> <p>(2) 細目は、各科目を細分化したもので、材料費、労務費、仮設費、機械器具費、運搬費等又はそれら複数を組み合わせたものに区分する。</p>
1.4.2	細目に計上する数量は、各積算基準の2編「数量」による。

数 1.4.3 単	量 価	細目に計上する単価は、各積算基準の3編「単価」による。
-------------------------	--------------------	-----------------------------

(「その他」の率)

建設工事および昇降路増築工事における歩掛の「その他」の率は中間値を採用する。改修工事および屋外整備工事における歩掛の「その他」の率は中間値+1%を採用する。

表 1.4.1 科目の区分 (建築工事)

	科目		科目
1	直接仮設工事	12	木工事
2	土工事	13	屋根及びとい工事
3	地業工事	14	金属工事
4	鉄筋工事	15	左官工事
5	コンクリート工事	16	木製建具工事
6	型枠工事	17	金属製建具工事
7	鉄骨工事	18	ガラス工事
8	既製コンクリート工事	19	塗装工事
9	防水工事	20	内外装工事
10	石工事	21	ユニット及びその他工事
11	タイル工事		

表 1.4.1 科目の区分 (電気設備工事)

	科目		科目
1	受変電設備工事	12	住戸設備工事
2	引込み設備工事	13	避雷設備工事
3	電灯幹線設備工事	14	外灯設備工事
4	昇降機用電源設備工事	15	自転車置場設備工事
5	給水設備用電源設備工事	16	ごみ収集施設設備工事
6	非常コンセント設備工事	17	集会所設備工事
7	共用灯設備工事	18	駐車場設備工事
8	テレビ共同受信設備工事		
9	電話配管配線設備工事		
10	諸設備警報設備工事		
11	自動火災報知設備工事		

表 1.4.1 科目の区分（機械設備工事）

	科目
1	屋外衛生設備工事
2	屋内衛生器具設備工事
3	屋内給水設備工事
4	屋内給湯設備工事
5	屋内衛生設備工事
6	換気設備工事
7	消火設備工事
8	揚水設備工事
9	屋外給水設備工事
10	ごみ収集施設設備工事
11	集会所設備工事
12	機械式駐車装置設備工事

表 1.4.1 科目の区分（屋外整備工事）

I. 直接仮設工事	IV. 建設発生土処理工事
1. 直接仮設工事	1. 建設発生土処理工事
II. 排水工事	V. 土工機械運搬費
1. 排水設備工事	1. 土工機械運搬費
III. 宅地道路構成その他工事	
1. 舗装工事	
2. ウォール工事	
3. 植栽工事	
4. その他屋外工事	

5節 共通費

1.5.1
共通費の区分と内容

共通費は、1.5.2「共通仮設費」、1.5.3「現場管理費」及び1.5.4「一般管理費等」に区分し、それぞれ、別表-1「共通仮設費」、別表-2「現場管理費」並びに別表-3「一般管理費」及び別表-4「付加利益等」の内容を一式として計上する。ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。

1.5.2
共通仮設費

- 1 共通仮設費は、各工事種目に共通の仮設に要する費用とする。
- 2 共通仮設費は、別表-1「共通仮設費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
- 3 共通仮設費は、原則として共通仮設費率を用いて次により算定する。
 - (1) 直接工事費に、共通仮設費率を乗じて算定する。
 - (2) 共通仮設費率に含まれる内容は、別表-5.1、5.2「共通仮設費率に含む内容」による。
 - (3) 共通仮設費率は、別表-6「共通費率」の共通仮設費率による。
 - (4) 共通仮設費率に含まれない内容は、必要に応じ別途積み上げにより算定して(1)で算定した共通仮設費に加算する。
- 4 共通仮設費は、発注工事ごとに設計の内容、施工の条件、現場の状況等を基に仮設計画を立てて算定する。
- 5 同一工事区域内又は隣接区域内において、同一受注者が複数の工事を同時に又は継続して行い、それにより仮設物、機械器具等を共用又は継続して使用することが想定される場合は、共通仮設費の算定において重複しないよう留意する。
- 6 共通仮設費において、特殊な工法又は、特殊な仮設を必要とする場合の数量及び単価は、同種工事に習熟している専門工事業者等から工事計画、仮設計画及びその見積を徴収し、その内容を検討して定めることができる。

1.5.2.1
特殊工事費を含む工事費の共通仮設費

特殊工事費を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{特殊工事費を含む工事費の共通仮設費} = A \times \alpha$$

上記における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：特殊工事費を含まない直接工事費

α ：Aの額に対する共通仮設費率

なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。

<p>1.5.2.2.1 単一専門工事の共通仮設費</p>	<p>単一専門工事を分離発注する場合の共通仮設費は、必要に応じて設計の内容、施工の条件、現場の状況等を基に仮設計画を立て、積み上げにより算定する。</p>
<p>1.5.2.2.2 専門工事業者等(メーカー含む)に発注する工事の共通仮設費</p>	<p>見積りによって専門工事業者等(メーカーを含む)に発注する工事の共通仮設費は、専門工事業者等の見積りを検討の上、共通仮設費を見積りに含む場合は重複計上しないように留意する。</p>
<p>1.5.2.3 支給材を含む工事費の共通仮設費</p>	<p>支給材を含む工事費の共通仮設費は、次式により算定する。</p> $\text{支給材を含む工事費の共通仮設費} = (A + B) \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A : 支給材評価額を除く直接工事費 B : 支給材評価額 α : (A + B) の額に対する共通仮設費率</p>
<p>1.5.2.4 総合発注(一括発注)工事の共通仮設費</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費を算定することができる。</p> $\begin{aligned} &\text{総合発注工事の共通仮設費} \\ &= A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 \end{aligned}$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A₁ : 建築工事の特殊工事費を含まない直接工事費 A₂ : 電気設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費 A₃ : 機械設備工事の特殊工事費を含まない直接工事費 α_1 : A₁の額に対する建築工事の共通仮設費率 α_2 : A₂の額に対する電気設備工事の共通仮設費率 α_3 : A₃の額に対する機械設備工事の共通仮設費率</p>

(共通仮設費)

- 1 共通仮設費率の算定に用いるT（工期）は下記による。

T（工期）は、設定工期首から工期末までの期間から換算した月数とする。

月単位の換算は、契約手続き期間を考慮し、7日を減じたうえ30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

ただし、議会の議決が必要な工事については、工事に必要な工事期間に契約手続き期間を含めない。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として共通仮設費率を算出する。

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、共通仮設費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含めない。

<設定工期首について>

工事期限から工事に必要な工事期間を遡った日を工期首として設定する。

- 2 建設工事又は昇降路増築工事にその他工事（地中障害物取壊工事、内装備品工事、植栽工事、構内舗装工事）を含めて発注する場合の共通仮設費の算定は次による。

(1) 建設工事又は昇降路増築工事の共通仮設費はその他工事を含めた直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率により算定する。

(2) その他工事の共通仮設費は共通仮設費率を1%として算定する。

- 3 解体撤去工事における共通仮設費率は、1%とする。

- 4 改修工事、屋外整備工事及び昇降機設備工事における共通仮設費率は、別表-7による。

(1) 監理事務所（監督員事務所）を設けない場合、または別途積上げによる算定で設ける場合は、共通仮設比率（ K_r ）に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000万円未満	1000万円以上50億円以下	50億円を超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log}_e P$	0.988

Pは、別表7におけるP：直接工事費（千円）

注1）補正式による値は小数点以下第4位を四捨五入して3位止めとする。

注2）設計変更においては、変更後のPに対応した値を変更後の K_r に乘じる。

(2) 直接工事費が別表-7（注3）で定める範囲を外れる場合は原則として算定式により算定された率を採用する。

<p>1.5.3 現場管理費</p>	<p>1 現場管理費は、工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用で、共通仮設費以外の費用とする。</p> <p>2 現場管理費は、別表-2「現場管理費」の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。</p> <p>3 現場管理費は、原則として現場管理費率を用いて次により算定する。</p> <p>(1) 純工事費に、現場管理費率を乗じて算定する。</p> <p>(2) 現場管理費率に含まれる内容は、別表-2「現場管理費」による。</p> <p>(3) 現場管理費率は、別表-6「共通費率」の現場管理費率による。</p> <p>(4) 現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して、(1)で算定した現場管理費に加算する。</p>
<p>1.5.3.1 特殊工事費を含む工事費の現場管理費</p>	<p>特殊工事費を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。</p> $\text{特殊工事費を含む工事費の現場管理費} = A \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A：特殊工事費を含まない純工事費</p> <p>α：Aの額に対する現場管理費率</p> <p>なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。</p>
<p>1.5.3.2 専門工事業者等（メーカー含む）に発注する工事の現場管理費</p>	<p>見積りによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の現場管理費は、専門工事業者等の見積りを検討の上、現場管理費を見積りに含む場合は重複計上しないように留意する。</p>
<p>1.5.3.3 支給材を含む工事費の現場管理費</p>	<p>支給材を含む工事費の現場管理費は、次式により算定する。</p> $\text{支給材を含む工事費の現場管理費} = (A + B) \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A：支給材評価額を除く純工事費</p> <p>B：支給材評価額</p> <p>α：(A+B)の額に対する現場管理費率</p>
<p>1.5.3.4 総合発注（一括発注）工事の現場管理費</p>	<p>「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。</p> <p>ただし、主たる工事以外のいずれかの工事が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合は、当該工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより現場管理費を算定することができる。</p> $\begin{aligned} &\text{総合発注工事の現場管理費} \\ &= A_1 \times \alpha_1 + A_2 \times \alpha_2 + A_3 \times \alpha_3 \end{aligned}$

	<p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A₁：建築工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p>A₂：電気設備工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p>A₃：機械設備工事の特殊工事費を含まない純工事費</p> <p>α₁：A₁の額に対する建築工事の現場管理費率</p> <p>α₂：A₂の額に対する電気設備工事の現場管理費率</p> <p>α₃：A₃の額に対する機械設備工事の現場管理費率</p>
--	---

(現場管理費)

- 1 現場管理費率の算定に用いるT（工期）は下記による。

T（工期）は、設定工期首から工期末までの期間から換算した月数とする。

月単位の換算は、契約手続き期間を考慮し、7日を減じたうえ30日/月にて除す。その値は小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。

ただし、議会の議決が必要な工事については、工事に必要な工事期間に契約手続き期間を含めない。

なお、設計図書等に工期の始期が明示されている場合は、その始期から工期末までの日数を30日/月にて除し、この値をT（工期）として現場管理費率を算出する。

工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）があった場合、現場管理費率の算定に用いるT（工期）には、工事一時中止（一部一時中止の場合も含む）を理由とした工期延伸する期間を含めない。

<設定工期首について>

工事期限から工事に必要な工事期間を遡った日を工期首として設定する。

- 2 建設工事又は昇降路増築工事にその他工事（地中障害物取壊工事、内装備品工事、植栽工事、構内舗装工事）を含めて発注する場合の現場管理費の算定は次による。

(1) 建設工事又は昇降路増築工事の現場管理費はその他工事を含めた純工事費の合計額に対応する現場管理費率により算定する。

(2) その他工事の現場管理費は現場管理費率を2%として算定する。

- 3 解体撤去工事における現場管理費率は、2%とする。

- 4 改修工事、屋外整備工事及び昇降機設備工事における現場管理費率は、別表-7による。

(1) 純工事費が別表-7（注3）で定める範囲を外れる場合は原則として算定式により算定された率を採用する。

- 5 労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正

建設工事、電気設備工事及び機械設備工事において、設計図書等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料、現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。

ただし、改修工事、屋外整備工事、昇降機設備工事及び解体撤去工事においては現場管理費の補正は行わない。

<p>1.5.4 一般管理費等</p>	<p>1 一般管理費等は、工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用で、一般管理費と付加利益等からなる。</p> <p>2 一般管理費等は、別表-3「一般管理費」の内容と別表-4「付加利益等」について、工事原価に対する比率（以下「一般管理費等率」という。）により算定する。</p> <p>なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p> <p>3 一般管理費等率は、別表-6「共通費率」の一般管理費等率による。</p> <p>4 一般管理費等率に含まれる内容は、別表-3「一般管理費」と別表-4「付加利益等」の合計による。</p> <p>5 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。</p>
<p>1.5.4.1 特殊工事費を含む工事費の一般管理費等</p>	<p>特殊工事費を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。</p> $\text{特殊工事費を含む工事費の一般管理費等} = (A + B) \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A：特殊工事費を含まない工事原価</p> <p>B：特殊工事費</p> <p>α：(A+B)の額に対する一般管理費等率</p> <p>なお、特殊工事費は、1.5.5「特殊工事費」による。</p>
<p>1.5.4.2 専門工事業者等（メーカー含む）に発注する工事の一般管理費等</p>	<p>見積りによって専門工事業者等（メーカーを含む）に発注する工事の一般管理費等は、専門工事業者等の見積りを検討の上、一般管理費等を見積りに含む場合は重複計上しないように留意する。</p>
<p>1.5.4.3 支給材を含む工事費の一般管理費等</p>	<p>支給材を含む工事費の一般管理費等は、次式により算定する。</p> $\text{支給材を含む工事費の一般管理費等} = A \times \alpha$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A：支給材評価額を除く工事原価</p> <p>α：Aの額に対する一般管理費等率</p>

1.5.4.4 総合発注(一括発注) 工事の一般管理費等	<p>「建築工事」と「電気設備工事」及び「機械設備工事」の2以上の工事を総合して発注する場合の一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>総合発注工事の一般管理費等</p> $= (A_1 + A_2 + A_3) \times \alpha$ </div> <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A₁：建築工事の工事原価 A₂：電気設備工事の工事原価 A₃：機械設備工事の工事原価 α：総工事原価（各工事の工事原価の合計）の額に対する主たる工事の一般管理費等率</p>
------------------------------------	--

(一般管理費等)

- 1 契約保証費については、下記により補正値を加算する。ただし、次の場合においては補正を行わない。
 - ・ 工事費総額が 500 万円未満又は工期が 60 日未満のいずれかの場合。
(ただし、工事費総額が 700 万円以上の場合は、工期が 60 日未満であっても補正を行う。)
 - ・ 設計変更時

契約保証費に関する一般管理費等率の補正値

内容	補正値 (%)
保証の方法 1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (大阪市工事請負契約書第 5 条を採用する場合)	0.04
保証の方法 2：上記以外の場合	補正しない
<p>注) 契約保証のうち、保証の方法 2 の具体例は以下のとおり。</p> <p>①大阪市契約規則第 34 条 1 項の規定により、工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合</p>	

- 2 前払金支出割合が 35%以下において一般管理費等を算定する場合は、下記の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて補正を行う。前払金の支出割合に対して補正係数を求め一般管理費等率に乗じるものであり、支払限度額の割合に対しては適用しない。

一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分 (%)	補正係数
5 以下	1.05
5 を超え 15 以下	1.04
15 を超え 25 以下	1.03
25 を超え 35 以下	1.01

- 3 解体撤去工事における一般管理費等率は、別表-6 による。
- 4 改修工事及び屋外整備工事における一般管理費等率は、別表-6 による。

<p>1.5.5 特 殊 工 事 費</p>	<p>1 特殊工事費とは、一般的な工事内容に共通して存在するとはかぎらない工事で、受注者の現場での関わりが、比較的少なく、現場管理費を特に計上する必要がないと考えられる工事費をいい、次を標準とする。</p> <p>建築工事</p> <p>(1) 鉄骨工事の工場製作費（工場加工組立費、工場溶接費、工場塗装費、運搬費）</p> <p>(2) 建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く）</p> <p>(3) 有料道路の通行料金</p> <p>機械設備工事</p> <p>(1) 機械式駐車装置設備工事費（機器費、運搬費、搬入・据付け費、試運転調整費等を含む）</p> <p>(2) 現場組立てによる受水槽及び高置水槽設備工事費（同上）</p> <p>(3) 機械式ごみ貯留装置設備工事費（同上）</p> <p>2 次に掲げる費用の共通費の算定方法は、特殊工事費に準ずるものとする。</p> <p>電気設備工事</p> <p>(1) 建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く）</p> <p>機械設備工事</p> <p>(1) 建設発生土、解体発生材等の処分費（運搬費を除く）</p>
<p>1.5.6 単一専門工事を分離発注する工事の現場管理費及び一般管理費等</p>	<p>単一専門工事を分離発注する工事の現場管理費及び一般管理費等は、現場管理費及び一般管理費等を併せた「諸経費」とし、「諸経費」は、専門工事業者の経費等（1.9.1「下請経費等」）のみとする。</p>

<p>6 節 消費税等相当額</p>	
<p>1.6.1 消費 税 等 相 当 額</p>	<p>1 消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税相当分からなる税率を乗じて算定する。</p> <p>2 工事価格の算定に使用する材料等の単価は、消費税等相当額を含まないものとする。</p>

7節 変更工事

1.7.1
変更工事

1 設計変更による変更部分の工事費は、本節によって求めた積算額に原則として当該工事の落札率を乗じて得た額を目途として、受注者と協議の上決定した額に、消費税等相当額を加えたものとする。

2 落札率は、次式により算定する。

$$\text{落札率} = \frac{\text{当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額}}{\text{当初工事費内訳書記載の工事価格}}$$

3 変更工事費の協議は、原則として、発注者と受注者の両者の積算総額について行う。なお、積算総額の差が著しい場合には、受注者の変更工事費内訳書の数量及び単価を検討し、再度協議する。

1.7.2
変更工事の直接工事費

1 変更工事の数量は、科目別に集計することを原則とする。

(1) 設計変更により数量が減少する細目等の単価は、原則として、変更前の契約に係る工事費内訳明細書の単価による。

(2) 設計変更により数量が増加する細目等の単価は、変更前の契約に係る工事費内訳書の単価又は変更時（変更指示時点）の単価を考慮して定める。

(3) 設計変更により、新しい細目等の単価を必要とする場合は、変更時（変更指示時点）の単価による。

2 変更項目が多岐にわたり、科目別に集計することが困難な場合は、各変更項目別に処理することができる。この場合の単価は、増減とも変更時（変更指示時点）の単価によることができる。

3 工事請負契約書の「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」の規定に基づき、請負代金額の変更を行った工事の場合は、当該時点で単価が見直されたこととなるので、以降の変更工事の積算に当たっては、十分留意する。

1.7.3
変更工事の共通仮設費

1 変更工事の共通仮設費は、変更工事の内容を当初発注工事に含めた場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

ただし、軽微な変更工事にあつては、共通仮設費の増減はないものとみなすことができる。

2 変更工事の共通仮設費は、次式により算定する。

$$\text{変更工事の共通仮設費} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$$

上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。

A：当初発注工事の直接工事費

B：変更工事の直接工事費

α_a ：Aの額に対する共通仮設費率

$\alpha_{(a+b)}$ ：変更工事の内容を当初発注工事に含めた額に対する共通仮設費率

3 変更工事における積み上げ部分の共通仮設費の増減額は、原則として、次の(1)～(4)に定めるところにより算定する。

<p>1.7.4 変更工事の現場管理費</p>	<p>(1) 発注者側の事由等により工事期間が増減した場合は、積み上げ部分の増減を行う。</p> <p>(2) 受注者側の事由等により工事期間が増減した場合は、積み上げ部分の増減を行わない。</p> <p>(3) 既設の仮設物の使用（存置）期間に増減がある場合は、変更前の単価とする。</p> <p>(4) 既設の仮設物の規模（数量）が増加する部分、又は新たに設ける仮設物の場合は、変更時（変更指示時点）の単価とする。</p> <p>変更工事の現場管理費は、変更工事の内容を当初発注工事に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とし、次式により算定する。</p> $\text{変更工事の現場管理費} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A：当初発注工事の純工事費</p> <p>B：変更工事の純工事費</p> <p>α_a：Aの額に対する現場管理費率</p> <p>$\alpha_{(a+b)}$：変更工事の内容を当初発注工事に含めた額に対する現場管理費率</p>
<p>1.7.5 変更工事の一般管理費等</p>	<p>変更工事の一般管理費等は、変更工事の内容を当初発注工事に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とし、次式により算定する。</p> $\text{変更工事の一般管理費等} = (A + B) \times \alpha_{(a+b)} - A \times \alpha_a$ <p>上式における記号の意義は、次に掲げるところによる。</p> <p>A：当初発注工事の工事原価</p> <p>B：変更工事の工事原価</p> <p>α_a：Aの額に対する一般管理費等率</p> <p>$\alpha_{(a+b)}$：変更工事の内容を当初発注工事に含めた額に対する一般管理費等率</p>

(落札率)

落札率は、小数点以下第5位を切り捨てとする。

8節 追加工事

1.8.1 追加工事	<p>1 本節は、同一工事区域内又は隣接区域内において、既に施工中の受注者に随意契約により発注する別件工事（以下「追加工事」という。）に適用する。</p> <p>2 追加工事は、下記に定めるところにより求めた積算額に当初工事の落札状況を勘案して得た額を目途とすることができる。</p>
1.8.2 追加工事の直接工事費	<p>追加工事の直接工事費は、4節「直接工事費」に準じて算定する。</p>
1.8.3 追加工事の共通仮設費	<p>1 既契約工事の仮設物及び機械器具等の共通仮設物について、共用又は継続使用することが可能な場合には、重複計上しないよう留意する。</p> <p>2 追加工事の共通仮設費の算定は、7節1.7.3「変更工事の共通仮設費」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。</p>
1.8.4 追加工事の現場管理費	<p>追加工事の現場管理費は、7節1.7.4「変更工事の現場管理費」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。</p>
1.8.5 追加工事の一般管理費等	<p>追加工事の一般管理費等は、7節1.7.5「変更工事の一般管理費等」を準用し、変更工事を追加工事に読み替えて算定する。</p>

9節 下請経費等

1.9.1 下請経費等	<p>1 下請経費等は、下請経費及び小器材の損耗費等をいい、3編1章 3節1.3.1「歩掛り」(4)その他にて算定する。</p> <p>2 下請経費は、受注者が工事の施工の一部を、専門工事業者に下請けさせる場合の専門工事業者の現場管理費及び一般管理費等をいい、別表-2「現場管理費」、別表-3「一般管理費」及び別表-4「付加利益等」に準ずる。</p>
----------------	---

10節 その他

1 指定部分及び指定部分工期

原則として、指定部分の工期は共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。

なお、指定部分とは工事の完成に先立ち引渡しを受けるべきことを設計図書により指定した工事範囲をいい、その工事範囲の完了期限を指定部分工期という。

2 新営工事、改修工事及び屋外整備工事を一括して発注する場合について

- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、新営工事、改修工事及び屋外整備工事に区分して算定する。
- (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、新営工事、改修工事及び屋外整備工事の直接工事費の合計額に対応する新営工事、改修工事及び屋外整備工事の共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する新営工事、改修工事及び屋外整備工事の現場管理費率とする。
- (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、新営工事、改修工事及び屋外整備工事のうち主な工事の共通仮設費又は現場管理費に計上する。
- (4) 一般管理費等は、新営工事、改修工事及び屋外整備工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

3 敷地が異なる複数の工事を一括して発注する場合について

- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に算定する。
- (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、それぞれの敷地の工事毎の直接工事費及び工期に対応する共通仮設費率、純工事費及び工期に対応する現場管理費率とする。
- (3) 積み上げによる共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの敷地の工事毎に計上する。
- (4) 一般管理費等は、それぞれの敷地の工事毎の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

4 同一敷地又は近接した敷地の複数の工事を一括して発注する場合について

- (1) 共通仮設費及び現場管理費は、同一敷地全体又は近接した敷地を一括して算定する。
- (2) 共通仮設費率及び現場管理費率は、同一敷地全体又は近接した敷地における直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率、純工事費の合計額に対応する現場管理費率とする。
- (3) 一般管理費等は、それぞれの工事の工事原価の合計額に対する一般管理費等率により算定する。

5 工事一時中止に伴う増加費用

工事を一時中止した場合の増加費用（工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用）の算定は、以下による。

- (1) 工事一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（以下、「工事現場の維持等に要する費用」という。）に本支店における増加費用を加算した費用とする。
- (2) 工事現場の維持等に要する費用は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（基本計画書）に基づき実施した内容について見積りを求め、それを参考に積み上げ計上する。
- (3) 工事現場の維持等に要する費用として積み上げる内容に、仮囲い等の仮設、警備要員など当初予定価格の作成時に積み上げで算定したものがあある場合、当初積算の方法により積み上げ計上する。
- (4) 工事一時中止に係る本支店における増加費用は、設計変更における一般管理費等の算定方法と同様に、工事中止に伴う増加費用（積み上げ分）を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
- (5) 一般管理費等率は、工事原価に工事一時中止に伴う増加費用（積み上げ分）を加算した額に対応する一般管理費等率とする。なお、設計変更においても同様とする。
- (6) 契約保証費は補正を行わない。

(7) 工事一時中止に伴う増加費用の算定は、落札率を考慮し、工事現場の維持等に要する費用に本支店における増加費用を加えて得た額に落札率を乗じ、さらに消費税相当額を加えて得た額とする。

6 現場労働者用の墜落制止用器具費の取扱い

- (1) 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、設計図書等で示された場合は、現行の安全带（胴ベルト型）の費用を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、別表-8 墜落制止用器具費の算定区分表による。
- (2) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費として計上する。
- (3) 新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。
- (4) 算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。

（算定方法）

$$\text{墜落制止用器具費} = \text{墜落制止用器具費月額損料（差額分）} \times \text{月数区分（別表-8）}$$

- (5) 上記(1)～(4)の取扱いは改修工事、屋外整備工事、昇降機設備工事及び解体撤去工事においては適用しない。

7 週休2日工事の取扱い

- (1) 大阪市週休2日工事实施要領による。補正係数は同要領別表（労務費等の補正係数）2 建築工事とする。

（参考）大阪市週休2日工事实施要領

<https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000657480.html>

別表-1 共通仮設費	
項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占用・使用料、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舍、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、安全管理・合図等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、BIM、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用
別表-2 現場管理費	
項目	内容

労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職金給与引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 <ul style="list-style-type: none"> ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

別表-3 一般管理費

項目	内容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用

広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

別表-4 付加利益等

内 容
法人税、都道府県民税、市町村民税等（別表-3の租税公課を含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

別表-5.1 建築工事の共通仮設費率を含む内容

項 目	内 容
準備費	敷地整理、その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用、台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分並びに端材等の処分要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具費、雑機械器具）に要する費用
その他	コンクリートの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

別表-5.2 電気設備工事及び機械設備工事の共通仮設費率を含む内容

項 目	内 容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く

環 境 安 全 費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機 械 器 具 費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
そ の 他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

別表 6

共通仮設費率（建築工事）

直接工事費		1000 万円以下	1000 万円を超える
	上限	6.27%	$12.311 \times P^{-0.073279}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	4.34%	$8.525 \times P^{-0.073279}$
算定式			
$K r = 16.331 \times P^{-0.200} \times T^{0.421}$			
ただし、K r : 共通仮設費率 (%)			
P : 直接工事費 (千円) とし、1000 万円以下の場合は、1000 万円として扱う			
T : 工期 (か月)			
注 1. K r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

共通仮設費率（電気設備工事）

直接工事費		500 万円以下	500 万円を超える
	上限	7.81%	$36.846 \times P^{-0.182150}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	5.47%	$25.813 \times P^{-0.182150}$
算定式			
$K r = 96.161 \times P^{-0.463} \times T^{0.685}$			
ただし、K r : 共通仮設費率 (%)			
P : 直接工事費 (千円) とし、500 万円以下の場合は、500 万円として扱う			
T : 工期 (か月)			
注 1. K r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

共通仮設費（機械設備工事）

直接工事費		500 万円以下	500 万円を超える
	上限	6.71%	$18.161 \times P^{-0.116960}$
共通仮設費率		共通仮設費率算定式により算定された率	
	下限	5.99%	$16.211 \times P^{-0.116960}$
算定式			
$K r = 19.364 \times P^{-0.170} \times T^{0.170}$			
ただし、K r : 共通仮設費率 (%)			
P : 直接工事費 (千円) とし、500 万円以下の場合は、500 万円として扱う			
T : 工期 (か月)			
注 1. K r の値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。			

共通仮設費率（テレビ電波障害防除設備工事）

直接工事費	300万円以下	300万円を超え、5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	5.20%	共通仮設費率算定式により算定された率	1.84%

算定式

$$K r = 26.39 \times P^{-0.2028}$$

ただし、K r : 共通仮設費率 (%)

P : 直接工事費 (千円)

注1. K r の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

現場管理費率（建築工事）

純工事費		1000万円以下	1000万円を超える
	上限	12.52%	$19.188 \times N p^{-0.046328}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	8.52%	$13.061 \times N p^{-0.046328}$
算定式			
$J o = 26.363 \times N p^{-0.181} \times T^{0.443}$			
ただし、J o：現場管理費率（%）			
N p：純工事費（千円）とし、1000万円以下の場合は、1000万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. J oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現場管理費率（電気設備工事）

純工事費		500万円以下	500万円を超える
	上限	47.69%	$630.640 \times N p^{-0.303165}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	32.46%	$429.258 \times N p^{-0.303165}$
算定式			
$J o = 1896.706 \times N p^{-0.614} \times T^{0.749}$			
ただし、J o：現場管理費率（%）			
N p：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は、500万円として扱う			
T：工期（か月）			
注) J oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現場管理費率（機械設備工事）

純工事費		500万円以下	500万円を超える
	上限	37.17%	$210.711 \times N p^{-0.203692}$
現場管理費率		現場管理費率算定式により算定された率	
	下限	24.55%	$139.163 \times N p^{-0.203692}$
算定式			
$J o = 273.527 \times N p^{-0.399} \times T^{0.622}$			
ただし、J o：現場管理費率（%）			
N p：純工事費（千円）とし、500万円以下の場合は、500万円として扱う			
T：工期（か月）			
注1. J oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

現場管理費率（テレビ電波障害防除設備工事）

純工事費	300万円以下	300万円を超え、5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	14.36%	現場管理費率算定式により算定された率	13.67%

算定式

$$J o = 15.51 \times N p^{-0.0096}$$

ただし、J o：現場管理費率（%）

N p：純工事費（千円）

注1. J oの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

一般管理費等率（建築工事）

工事原価	500 万円以下	500 万円を超え、30 億円以下	30 億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%

算定式

$$G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（千円）

注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	300 万円以下	300 万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%

算定式

$$G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（千円）

注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	300 万円以下	300 万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%

算定式

$$G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（千円）

注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

一般管理費等率（テレビ電波障害防除設備工事）

工事原価	300 万円以下	300 万円を超え 20 億円以下	20 億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%

算定式

$$G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（%）

C_p ：工事原価（千円）

注1. G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

別表-7

共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率 (%) (注4) P：直接工事費 (千円) T：工期 (か月)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

共通仮設費（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率 (%) (注4) P：直接工事費 (千円) T：工期 (か月)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率 (%) (注4) P：直接工事費 (千円) T：工期 (か月)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

共通仮設費率（屋外整備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率 (%) (注4) P：直接工事費 (千円) T：工期 (か月)
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ <p>(注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2・3) Kr : 共通仮設費率 (%) (注4) P : 直接工事費 (千円)
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) P が以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注4) Kr の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(6.038 - 0.431 \times \log_e Np + 0.736 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e Np + 0.800 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}()$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。e は、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Np が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq Np \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Jo の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（屋外整備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e N_p + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3) J _o : 現場管理費率 (%) (注4) N _p : 純工事費 (千円) T: 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e ^() を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) N _p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 5,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) J _o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$ (注2・3) J _o : 現場管理費率 (%) (注4) N _p : 純工事費 (千円)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数 e ^() を表す。e は、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) N _p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $5,000 \text{ (千円)} \leq N_p \leq 500,000 \text{ (千円)}$ (注4) J _o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表-8

墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費 月額損料 (差額分) ※	月数区分					
			6 か月 まで	12 か月 まで	18 か月 まで	24 か月 まで	30 か月 まで	30 か月 超え
建築工事	新営工事	6,000 円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)
	改修工事	3,600 円/月						
電気設備工事	新営工事	3,600 円/月						
	改修工事	2,400 円/月						
機械設備工事	新営工事	3,600 円/月						
	改修工事	2,400 円/月						

※墜落制止用器具費月額損料 (差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料 (差額分)

×現場労働者の同時施工人員想定 (別表-9)

別表-9

現場労働者の同時施工人員想定表※

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事
新営工事	10 人日/日	6 人日/日	6 人日/日
改修工事	6 人日/日	4 人日/日	4 人日/日

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落制止用器具（フルハーネス型）をつけると想定

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）

600 円/人・月 = (墜落制止用器具費（フルハーネス型）- 現行の安全帯（胴ベルト型）- 助成金) / 36 か月（耐用年数）

なお、昇降路増築工事においては別表-8・別表-9 の改修工事の区分にて算定する。